

国立大学法人埼玉大学の教育研究支援・技術開発分野 における技術職員に関する規則

改正

平成16年4月1日
規則第128号
平成18.4.1 18規則49
平成19.4.1 19規則45

(目的)

第1条 この規則は、本学の技術職員（施設管理課に所属する者を除く。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 技術職員は、教育研究支援のための技術関連業務、技術開発及び学生の技術指導、知的財産の管理、安全衛生管理及び推進、技術の継承・開発を意図した後進の指導・育成並びに技術研修に関する企画及び連絡調整を行う。

(資格)

第3条 技術職員は、前条に規定する職務を遂行するために必要な専門的技術及び資格を有する者とする。

2 技術職員のうち次条から第7条までに定める基準に該当する者は、総括技師、主任技師、技師又は専門技術員とすることができる。

(総括技師)

第4条 総括技師は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 関係学部等における教育研究支援、技術開発、安全衛生管理等の分野で必要な高度の技術及び衛生管理者、技術士、博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ。）等の資格を有する者
- (2) 教育研究支援、技術開発、安全衛生管理等の分野における企画・立案ができる者
- (3) 特に優れた知識及び経験を有し、技術の継承・開発を意図した後進の指導・育成ができる者
- (4) 専門技術分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(主任技師)

第5条 主任技師は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、技術指導の経験がある者
- (3) 大学等における専任の教員や技術職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）を有し、技術指導の経験のある者

(4) 研究所、試験所又は調査所等における技術職員等としての経歴を有し、技術開発等の業績を有する者

(5) 特殊な技能に特に秀でていと認められる者

(6) 専門技術分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
(技師)

第6条 技師は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 第4条及び前条に規定する総括技師又は主任技師となることのできる者

(2) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ。）を有し、相当な期間にわたる技術指導の経験がある者

(3) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(4) 特殊な技能に秀でていと認められる者

(専門技術員)

第7条 専門技術員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学士の学位を有し、技術指導の経験がある者

(2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(評価)

第8条 技術職員は、その業務歴に応じて一定年数の勤務経過後に評価を受けるものとし、その評価の結果により昇任することができる。

2 前項に規定する評価の項目は、職位の業務内容を考慮し、次の各号に掲げる項目から複数選択する。

(1) 実験・実習の指導内容

(2) 技術内容・レベル

(3) 教育研究支援の内容

(4) 知財管理の内容

(5) 労働安全衛生管理・推進の内容

(6) 勤務の状況

(7) 研修参加の状況

(8) 目標達成度

(9) 後進の指導・育成

3 前2項の評価は、関連する専門分野を配慮し、学科長、センター長、プロジェクトリーダー及び総括技師の意見等を参考にして、部局長等が行う。

(上申)

第9条 総括技師、主任技師、技師及び専門技術員への昇任は、前条の評価の結果による部局長等の推薦に基づき、学長が行う。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18. 4. 1 18規則49）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19. 4. 1 19規則45）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。